

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		汚水等に係る指定施設の計画廃止命令
根拠条例・規則名		さいたま市生活環境の保全に関する条例
条 項		第 4 4 条
所 管 部 課		環境局 環境共生部 環境対策課 ( 電話 : 048-829-1331 )
処 分 基 準	基 準 ( 未設定の場 合はその理 由 )	次のいずれかの場合に該当するとき。 (1) さいたま市生活環境の保全に関する条例第 4 4 条の 規定による計画変更命令( 汚水等の指定施設に係るもの に限る。 ) に従わないとき。 (2) 汚水等に係る指定施設の設置又は変更に関する計画 が汚水等に係る規制基準に適合しないと認める場合に おいて、計画の変更のみによっては、汚水等に係る規制 基準に適合させることが困難であると認めるとき。
	設定等年月日	平成 21 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		